

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第2号

令和8年新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会において議決された令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）第15条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年2月10日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

記



令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第3号

令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)

令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310,983,480千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月10日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第1表 峰入峰出予算補正

峰入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2国 庫 支 出 金		103,238,841	17,100	103,255,941
	2国 庫 補 助 金	29,270,623	17,100	29,287,723
補正されなかつた款項にかかる額		207,727,539		207,727,539
峰 入 合 計		310,966,380	17,100	310,983,480

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		2,641,381	17,100	2,658,481
	1総務管理費	2,641,381	17,100	2,658,481
3特別高額医療費共同事業拠出金		116,221	22,483	138,704
	1特別高額医療費共同事業拠出金	116,221	22,483	138,704
4支払基金拠出金		290,428	33,483	256,945
	1支払基金拠出金	290,428	33,483	256,945
6諸支出金		4,149,499	11,000	4,160,499
	1償還金及び還付加算金	4,149,498	11,000	4,160,498
補正されなかつた款項にかかる額		303,768,851		303,768,851
歳出合計		310,966,380	17,100	310,983,480